

# 委 託 業 務 仕 様 書

## (優先順位)

第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 契約図書
- 2 三重県業務委託共通仕様書

## (共通事項)

- 第2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書（令和3年11月最新改定令和7年11月）」（三重県のホームページ及び四日市市担当課各課にて縦覧）を準用する。
- 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
- 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。
- また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。
- 4 三重県業務委託共通仕様書（測量業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、用地調査等業務共通仕様書第2章第12条3・7項、地質・土質業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、設計業務等共通仕様書第1編第1章第1110条第3・4項）に基づき、契約金額100万円以上の業務については、業務実績情報システム（テクリス）へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。ただし、農業農村整備事業における業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）へ登録し、「AGRIS登録結果通知」を提出すること。

## (暴力団等不当介入に関する事項)

第3 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(障害者差別解消に関する事項)

第4 1 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(特記仕様書)

第5 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

特記仕様書（測量業務条件一覧表）

NO. 1

| 明示項目     | 明示事項（条件及び内容）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 設計積算条件 | <input checked="" type="checkbox"/> 積算基準 三重県県土整備部制定 令和7年11月制定<br><input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日 令和8年7月1日制定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| イ 適用図書   | <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書<br><input checked="" type="checkbox"/> 測量業務共通仕様書（三重県） 令和3年11月制定<br>部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和7年11月）<br><input type="checkbox"/> その他（ ）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ウ 業務計画等  | <input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日以内に測量作業計画書（作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。）を監督職員に提出する。<br><input type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書を監督職員に提出する。<br><input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。<br><input checked="" type="checkbox"/> 本測量作業に使用する主要機器（トータルステーション、トランシット、レベル、光波測距儀等）については、第三者機関で検定を行いその証明書の写しを測量作業計画書に添付すること。<br><input checked="" type="checkbox"/> 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既地点は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 既設の基準点 <input checked="" type="checkbox"/> （1～4等三角点又は1～3級基準点） <input type="checkbox"/> 任意の基準点 <input type="checkbox"/> 他業務において設置されている基準点）とする。<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |
| エ 成果の提出  | <input type="checkbox"/> 作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督職員が必要ないと判断したものについては除外する。<br><input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。<br><input type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 3部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。<br><input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ）<br><input checked="" type="checkbox"/> 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。<br><input checked="" type="checkbox"/> その他（ 別紙特記仕様書に記載の規格及び部数を提出する。 ）                                                                                                               |
| オ 工程関係   | <input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 ）<br><input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり）<br><input type="checkbox"/> その他（ ）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| カ 資料の貸与  | <input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| キ 業務条件   | <input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ク その他    | <input type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。<br><input checked="" type="checkbox"/> その他（ 別紙特記仕様書記載内容において業務を実施すること。 ）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

- （注）
- 1 上記委託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
  - 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
  - 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市

令和8年4月

# 特記仕様書

## 第1条 適用

この仕様書は、四日市市が実施する公共基準点簡易点検業務に適用する。

## 第2条 測量の目的

四日市市管理の公共基準点について、経年変化及び状況変化により正確な位置精度が保たれているかを検証するための資料作成を目的とする。

## 第3条 測量の方法

- 1 ネットワーク型RTK法を用いて、公共基準点の簡易点検を行う。
- 2 四日市市公共測量作業規程第123条（ネットワーク型RTK法による地形、地物等の測定）を準用する。  
ただし、同条第2項は、地形測量に関する記載及び同条第4項は、近傍の基準点との整合確認に関する記載につき適応しない。
- 3 前項の方法で直接観測が不可能な箇所（上空視界が悪い等）については、同規程第119条に準じてTS点を設置し、そこからトータルステーションによる放射法で観測を行う。この場合も、同条第4項は適応しない。  
なお、GNSS観測を行う際には、精度低下率（DOP）を考慮した観測計画を行うこと。

## 第4条 使用機器

- 1 使用する機器は1級GNSS測量機とし、第三者機関の機器検定（ネットワーク型RTK）を受けたものとする。
- 2 TS点設置を伴う場合は3級以上のトータルステーションとし、第三者機関の機器検定を受けたものとする。

## 第5条 計算

観測結果は、1点ごとの単独座標を算出する。既知点を固定しての網平均計算は行わない。

## 第6条 標高

平成26年4月1日および令和7年4月1日に電子基準点の標高改定が行われているため、標高改定前に設置された基準点については、設置時期に応じて成果値を国土地理院の補正パラメータで補正を行うこと。変動量一覧表には当初の成果値及び補正を併記し、本件の業務で測定した値とともに、3段表記を行うこと。

また、本件の業務の測定値と補正後の成果値との差を変動量とする。

## 第7条 現況調査

観測に先立ち基準点の目視点検を実施し、変動量一覧表へ次の（１）～（３）のいずれかを記載する。

- （１）特に異常のない場合は「正常」。
- （２）基準点が現地に存在しない場合は「亡失」。
- （３）現況が設置時より変化しており基準点としての機能を果たせないと確認した場合は「異常」とし、備考にその理由を記載すること。

なお、現況調査において亡失と判断した場合でも、第3条に記載の方法において観測を実施し、その位置を報告すること。

## 第8条 点検測量

点検測量は全測点数の5％を標準とし、観測結果を基に監督員と協議して点検箇所を決定する。

## 第9条 成果品

成果品として次のものを提出する。

観測手簿・観測記簿・写真（遠景・近景）

変動量一覧表

### 【提出部数】

- （１）報告書は、紙媒体で1部
- （２）報告書の電子媒体は、CD-Rで3部

## 第10条 中間報告

明らかな異常があった場合は、観測後の中間報告として速やかに報告すること。

## 第11条 周知

測量の着手前に監督員と協議し、作業内容を関係機関に周知すること。

## 第12条 その他の事項

その他の事項は、協議して決めることとする。